

1 廃棄物等の評価の考え方

廃棄物等の評価においては、対象事業に係る廃棄物の発生量を回避し、又は低減させる努力がなされているかが評価の主眼となる。この場合、技術指針は特に環境保全目標の設定は求められていないが、対象事業における廃棄物の発生量の回避・低減化努力を最大限に発揮する必要がある。

廃棄物の負荷の回避や低減化のためには、事業計画段階で複数の代替案を提示し、その中で廃棄物等発生量の最も少ない方法を選択する等の検討が求められる。建設工法や製造方法の改善等による廃棄物を極力発生させない方策や、発生した廃棄物等を積極的に減量・減容化したり、再生利用を推進するなどの廃棄物等削減対策を示すことにより、廃棄物等の極小化を推進することを目標として掲げることが肝要である。

廃棄物等発生量の極小化を達成するための管理方策として、建設工事実施中及び供用開始後の廃棄物等の発生量の把握方法やその管理について、廃棄物管理計画として立案することも有効な方策である。

また、法令や地方自治体等で廃棄物のリサイクルに関する指針・計画・目標等が定められている場合は、これらとの整合性についても検討する必要がある。

[法令等]

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）
- 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第 110号）
- 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）
- 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）
- 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第12号）
- えひめ循環型社会推進計画
- 第四次愛媛県産業廃棄物処理計画

2 発生廃棄物等の処理の評価

(1) 発生する廃棄物等が廃棄物処理法等の法令に適合しているか。

発生した廃棄物の処理方法が、廃棄物処理法や関連法令に適合した適正な処理が励行される事業計画であることを検討する必要がある。

(2) 計画施設の周辺環境対策が十分か。

発生した廃棄物等は、速やかに処理することが基本である。廃棄物等の発生に伴う周辺環境への配慮が十分であるか、事業計画において十分に検討する必要がある。

計画地内で廃棄物等を保管する場合、保管に伴う廃棄物等の飛散や、悪臭の漏洩、長期間の保管等が発生しないような事業計画となっていること、建設発生土や廃棄物の収集運搬車両が一時期に過度に集中しないよう計画的な収集運搬計画を立案する必要がある。